別記第2 (略図) 注1~3 (略) <u>4~8</u> (略)	別記第1 (略) 5	別表第一号 (略図) 注1 MULTI2暗号は、別記第1に示す。 2 (reg) は、レジスターを示す。 <u>以下同じ。</u> 3 の は、排他的論理和を示す。 <u>以下同じ。</u>	○ スクランブルの方式を定める件(平成十五年総務省告示第四十号) 1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 (以下「標準方式」という。)第八条第一号の規定に基づくスクランブルの手順は、TSパケット(伝送制御信号及び関連情報を送るためのものを除く。)のペイロード部とする。 二 スクランブルの範囲は、TSパケット(伝送制御信号及び関連情報を送るためのものを除く。)のペイロード部とする。
別記第2 (略図) 注1~3 (略) 4 ⊕は、ビット毎の排他的論理和とする。 5~9 (略)	別記第1 (略)	別表第一号 (略図) 注1 MULTI2暗号は、別記第1に示す。 2 (reg) は、レジスターを示す。 3 ⊕は、排他的論理和を示す。	1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(以下のを除く。)のペイロード部とする。

























